薬生食輸発0527第1号 令和3年5月27日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について (韓国産青とうがらしのテブフェンピラド及びヘキサコナゾール)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正: 令和3年5月26日付け薬生食輸発0526第2号)により通知したところである。 今般、輸入時のモニタリング検査において、韓国産青とうがらしからテブフェンピラド及びヘキサコナゾールを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

なお、韓国産青とうがらしのヘキサコナゾールについては登録検査機関による検査命令の受託体制が整うまでの間は、自主検査にて対応することとし、検査命令の発出を開始する日については、別途連絡することとする。

記

別添1の韓国の項中、

	T	T	T		
製品検査の	条件	検査の	試験品	検査の方法	検査を受けること
対象食品等		項目	採取の		を命ずる具体的理
			方法		由
青とうがら	別途指示す	フルキ	別表 1	平成17年1月24日付け食安	基準値(0.01ppm)
し及びその	る韓国政府	ンコナ	の3に	発第0124001号「食品に残	を超えるフルキン
加工品(簡	により輸出	ゾール	よるこ	留する農薬、飼料添加物又	コナゾールが検出
易な加工に	者IDの登録		と。	は動物用医薬品の成分で	されるおそれがあ
限る。)	がされた輸			ある物質の試験法につい	るため。
	出者から輸			て」によること。	
	出された生				
	鮮青とうが				
	らしを除				
	<.				

製品検査の 対象食品等条件 項目検査の (項目試験品 採取の 方法検査の方法検査を受けること を命ずる具体的理由青とうがらし及びその加工品(簡易な加工に限る。)別途指示す フルキ の3により輸出 シコナ の3により輸出者1Dの登録がされた輸出者から輸出された生鮮青とうがらしを除く。エンピ の3に アブフ 別表1 エンピ の3に おるつによること。要準値(0.01ppm)を超えるフルキンコナゾールが検出されるまそれがあるため。・・アブフ 別表1 エンピ の3に おること。平成17年1月24日付け食安 発第0124001号「食品に残 を超えるテブフェンピラド よるこよる。基準値(0.01ppm)を超えるテブフェンピラド及び基準値(0.01ppm)を超える・デブフェンピラド及び基準値(0.01ppm)を超える・デブフェンピラド及び基準値(0.01ppm)を超える・デブフェンピラド及び基準を調整を超れるまと。		Т				
方法	製品検査の	条件	検査の	試験品	検査の方法	検査を受けること
青とうがらし及びそのしなでそのにより輸出者IDの登録を認えるフルキンコナがされた輸出された生鮮青とうがらしを除く。 プルキ 別表 1 の 3 に 発第0124001号「食品に残 を超えるフルキンコナゾールが検出されるおそれがある物質の試験法についるため。 マ成17年1月24日付け食安 発第0124001号「食品に残 を超えるアルキンコナゾールが検出されるまそれがあるををした。 では、 1 の 3 に がきれた輸出された生鮮 青とうがらしを除く。 アブフ 別表 1 エンピ の 3 に ラド よるこ よるこへキサ よるこへキサ よるこへキサ よるこへキサ よるこへキサ は動物用医薬品の成分である物質の試験法についるもの分である物質の試験法についるものがである物質の試験法についてよること。 基準値(0.01ppm)を超れるものは対象法についてよること。	対象食品等		項目	採取の		を命ずる具体的理
し及びその 加工品(簡 易な加工に 限る。) る韓国政府 により輸出 者IDの登録 がされた輸 出者から輸 出された生 鮮青とうが らしを除 く。 ンコナ よること。 の3に よること。 発第0124001号「食品に残 留する農薬、飼料添加物又 た。 を超えるフルキン コナゾールが検出 されるおそれがあるため。 - デブフ の3に ラド ムキサ コナゾ ール 別表1 エンピ ラド よること。 平成17年1月24日付け食安 発第0124001号「食品に残 留する農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成分で ある物質の試験法につい ある物質の試験法につい ある物質の試験法につい で」によること。 基準値(0.01ppm)を超 を超えるテプフェ ンピラド及び基準 値(0.01ppm)を超 えるヘキサコナゾ ールが検出される おそれがあるた				方法		由
加工品(簡易な加工に限る。) により輸出 者 IDの登録 がされた輸出者から輸出された生解青とうがらしを除く。 がされた集解青とうがらしを除く。 コナゾールが検出されるまそれがあるため。 ・ デブフ 別表 1 エンピ の 3 にラド よるこの 3 にラド よるこへキサン と。 コナゾールが検出されるまた 1 によること。 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 基準値(0.01ppm)を超えるデブフェンピラド及び基準値(0.01ppm)を超えるヘキサコナゾールが検出されるまたれがあるた	青とうがら	別途指示す	フルキ	別表 1	平成17年1月24日付け食安	基準値(0.01ppm)
Romination Aid A	し及びその	る韓国政府	ンコナ	の3に	発第0124001号「食品に残	を超えるフルキン
Total	加工品(簡	により輸出	ゾール	よるこ	留する農薬、飼料添加物又	コナゾールが検出
出者から輸出された生解青とうがらしを除く。 マブフ 別表1 平成17年1月24日付け食安 発第0124001号「食品に残 を超えるテブフェンピーター・ よること。 基準値(0.01ppm)を超点をデブフェンピート及び基準を対象である物質の試験法についてはよること。	易な加工に	者IDの登録		と。	は動物用医薬品の成分で	されるおそれがあ
出された生 鮮青とうが ら しを除 く。 - アブフ 別表 1 エンピ の 3 に ラド よるこ ラド よるこ カキサ と。 コナゾ ール 平成17年1月24日付け食安 発第0124001号「食品に残 発第0124001号「食品に残 を超えるテブフェ ンピラド及び基準 は動物用医薬品の成分で ある物質の試験法につい て」によること。 を超えるテブフェ ンピラド及び基準 値(0.01ppm)を超 えるヘキサコナゾ ールが検出される おそれがあるた	限る。)	がされた輸			ある物質の試験法につい	るため。
鮮青とうがらしを除く。 マブフ 別表 1 平成17年1月24日付け食安		出者から輸			て」によること。	
らしを除く。 アブフ 別表1 平成17年1月24日付け食安 エ挙値(0.01ppm) ・ アブフ 別表1 エンピ の3に ラド よるこ ラド よるこ コナゾ ヘキサ と。 コナゾ ール て」によること。 証動物用医薬品の成分で 値(0.01ppm)を超 えるヘキサコナゾ ールが検出される おそれがあるた		出された生				
く。フブフ 別表 1 エンピ の 3 に 発第0124001号「食品に残 を超えるテブフェ ラド よるこ 留する農薬、飼料添加物又 ハキサ と。 は動物用医薬品の成分で ある物質の試験法につい フェング フェール て」によること。 カモルがあるた		鮮青とうが				
-デブフ 別表 1 エンピ の 3 に ラド よるこ コナゾ ール平成17年1月24日付け食安 発達値(0.01ppm) 発第0124001号「食品に残 を超えるテブフェ 留する農薬、飼料添加物又 ンピラド及び基準 は動物用医薬品の成分で 値(0.01ppm)を超 えるヘキサコナゾ ール て」によること。 おそれがあるた		らしを除				
エンピの3に発第0124001号「食品に残 を超えるテブフェ と。 コナゾ ールを超えるテブフェ ンピラド及び基準 値(0.01ppm)を超 えるヘキサコナゾ ールが検出される おそれがあるた		<.				
ラド よるこ 留する農薬、飼料添加物又 ンピラド及び基準 ヘキサ と。 は動物用医薬品の成分で 値(0.01ppm)を超 コナゾ カス ある物質の試験法につい えるヘキサコナゾ フリによること。 カそれがあるた		-	テブフ	別表 1	平成17年1月24日付け食安	基準値(0.01ppm)
ヘキサ と。 は動物用医薬品の成分で 値(0.01ppm)を超 コナゾ ある物質の試験法につい えるヘキサコナゾ ール て」によること。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			ェンピ	の3に	発第0124001号「食品に残	を超えるテブフェ
コナゾ ある物質の試験法につい えるヘキサコナゾ ール て」によること。 ールが検出される おそれがあるた			ラド	よるこ	留する農薬、飼料添加物又	ンピラド及び基準
ール て」によること。 ールが検出される おそれがあるた			ヘキサ	と。	は動物用医薬品の成分で	値(0.01ppm)を超
おそれがあるた			コナゾ		ある物質の試験法につい	えるヘキサコナゾ
			ール		て」によること。	ールが検出される
						おそれがあるた
						め。

に改める。